

草津市路上喫煙対策委員会議事概要（敬称略）

1. 日 時

平成20年8月28日（木） 17：30～19：20

2. 場 所

草津市役所8階大会議室

3. 出席者

出席者名簿のとおり

4. 会 議

<開会>

○事務局

それでは、ただ今から第2回草津市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

○委員長

本日は、前回の課題等を一定整理し、禁止区域の指定について具体的なところの審議を進め、次回には意見具申案の審議ができるよう、アウトラインを決めたいと思います。

<議事>

○委員長

まず事務局の方から、調査結果等の報告ということで、説明をお願いします。

○事務局

（「第2回草津市路上喫煙対策委員会資料」 説明

P 1 追加調査結果

P 2 禁止区域の指定方法等

○委員長

第1回委員会のまとめ等について、特に質問等ございませんでしょうか。

では、前回の議論を受ける形で、本来の議題に入ります。

○事務局

（「第2回草津市路上喫煙対策委員会資料」 説明）

P 3～4 1. 路上喫煙禁止区域の指定

P 5 2. 指定区域における期間・時間指定

P 6～7 3. 喫煙場所について

○委員長

それでは、まず、「1. 路上喫煙禁止区域の指定」について議論をしたいと思います。

○A委員

草津駅西口自転車駐輪場の前の道路なのですが、この道路は朝、非常に通勤、通学者で混雑します。この道路付近を禁止区域にしてはどうかと思います。

○事務局

その周辺には、駐輪場が固まっており、自転車に来て駐輪される人、駅から降りて自転車で行かれる人が多いと認識しています。

○B委員

通行量調査について、夕方や休日の調査がされていないのです。エイスクエアの周辺は、夕方から買い物に行かれる方も多く、またエイスクエアと赤ちゃん本舗の間の道路は非常に人通りが多いので、その周辺も禁止区域に指定してはどうかと思います。

○事務局

確かに夜の6時や7時位にも一定の通行量はありますが、朝の通勤時間帯に比べますとやはり分散している実態は把握しております。

朝の通勤で駅に行く人、駅から出る人、それが輻輳する時間帯がピーク時と考えています。

もう一点は、土日の集客によって輻輳するということですが、実効性というか、当然指導員を置いて啓発活動していかなければならない点からすると、日常の中における恒常的にある程度の通行量が見込めるところに絞るのがよいのではないかと考えています。

○C委員

最初から網を広げすぎても、そんなに簡単に掌握できるものではないと思います。

事務局の禁止区域案で実施し、一定期間経過後、当委員会で検証するのがいいと思います。

○D委員

一度区域を決めたら変更ができないというものでないの、取りあえず実施し、疑問点や問題点が出た時に変更していく必要があるのではないかと思います。

○B委員

草津駅の東口で、シネマハウスがあったところの前の道路なのですが、駅から降りた方の大半はアーケードを通らず、旧草津川の堤防を越えられ方が多いのです。

全体の流れがそちらの方にあるので、その道路も指定してはどうかと思います。

また、旧草津川トンネルを出たところで、区域案の色塗りが終わっていますが、人の流れは、その先の草津宿本陣の前を歩いて行かれるので、同じ位の人通りがありますので、トンネルで区域が終わるのはおかしいと思います。

今回条例ができました長浜市でも、観光客が来られる黒壁スクエア周辺は禁止区域にするという話であり、観光地などの人が集まる場所は、禁止区域に入れるべきだと思います。

○事務局

意見のありました2箇所について、いずれも自動車は一方通行で、アーケードが無い、天井が露天という形態であります。一定の歩行者密度はあると思いますが、面的に考えると、車が頻繁に入ってくる両方向通行とは違いますし、300人という基準が限ってあっても、自転車と歩行者が車に追いやられて密度が高まるという点では、まだそこまで達していないと考えています。

禁止区域の指定は300人という基準だけで決めているわけではなく、被害等を受ける可能性が高いなどの想定もありますし、全体としまして、実施後300人が適正かどうか

という一定の追跡調査を行い、勘案していくのが望ましいと考えています。

○委員長

確かにどこかの時点で切らないと、この議論は難しいと思います。

この委員会で指定の変更、解除等も、今後の話として、いろいろな追跡調査を基にできることになっていきますし、現時点では限られた調査結果からの一定の区域案ですが、確かに実行してみないと分からない点があると思います。

○C委員

今までの意見では、禁止区域を広げることばかり言われていると思います。

路上喫煙禁止という事は分かりますが、喫煙者に対する配慮が何一つ考えられていない。

先程の長浜市の場合、黒壁の裏側にたばこを吸える場所があります。

やはり、いろいろな意味で吸う人の立場も考えて議論する必要があると思います。

○委員長

その辺りはこの後で議論していただくことになると思うのですが。

○C委員

それも含めて禁止区域を考えないと、一方的な議論になってしまうと思います。

○委員長

少し他の点についても議論しておきたいと思います。

「2. 指定区域における期間・時間指定」について、事務局から説明された案は、期間・時間指定は導入しないということでしたが、このことについてはいかがでしょうか。

○複数の委員

事務局案でいいと思います。

○委員長

では、この件につきましては、事務局案どおりということにいたします。

次に、「3. 喫煙場所について」について、御意見等ございますか。

○B委員

禁煙化というのは社会的な要請であり、たばこの害とか、副流煙等の害については、皆さん分かってきていますので、たばこの煙は避けたいなと思っている方が多いです。そのような状況で喫煙場所を設置して、灰皿を置けば、そこに灰皿があるから吸うという心境になる方が非常に多いです。

ことさら喫煙場所を設けなくても、私は大丈夫ではないかと思えます。設けるとしても置く場所が無いのではないかと思えます。

○D委員

私は、喫煙場所は設置したほうがいいと思います。

ただ、その周辺で苦情が出ないところを選ぶ、あと清掃という保全的な部分、それらの対策が講じられるようであれば、設置してもいいのではないかと思えます。

○B委員

京都市の場合は、路上禁煙地区には灰皿を置いていません。地区外に、観光客も多いので喫煙場所を設置されていますが、路上禁煙地区には設置されていないのです。

○C委員

京都市は観光客が5千万人も来ますので、草津市は草津市に合ったたばこ条例を作ってもらって、まず一步を踏み出すことが大事であると思います。

○E委員

私は喫煙場所を設けることができるのであれば、設けた方がいいという意見です。駅のホームの端にも灰皿が置いてあり、一部吸える所を設けているので、駅の外にも設けてもいいのかなと思うのです。

○F委員

私も喫煙場所をどこかに設けたらいいのかなという感じがします。他に迷惑をかけなければ、1箇所にとまって吸っていただいて、屋外なので煙が分散するので、そう迷惑にはならないのではないかと思います。

○委員長

確かに、設けようという話になっても、いろいろな条件があろうかと思っています。現時点で、事務局の方として、喫煙場所についての情報がありましたらお願いします。

○事務局

喫煙場所の位置付けなのですが、条例第2条に道路等とあり、道路等を管理する権限を有する者が喫煙することができる場所として指定した場所を除くと規定しております。事務局でも道路等管理者等と相談し、要件に合う場所を具体的に当てはめないと、結果は出てこないと思います。

ただ、草津市の場合、禁止区域案の中でも完全な歩車分離や歩道幅等を考慮し、また喫煙場所を設置した場合のデメリットの克服ということを考えますと、その辺りで自ずと場所が決まってくるのではないかと思います。

○B委員

条例は、市民等の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的とする訳なのですが、そうすると灰皿を設置した場合、そこを避けて通ればいいのですが、避けられずに拡がった煙を吸い、受動喫煙の被害を受けてしまうことが充分考えられます。

○G委員

もちろんできるだけそのようなことには配慮した形で、もし置くとしたら場所を選ぶ必要があると思います。

ただ、完全に受動喫煙をなくしてしまうことは難しいのではないかと思います。むしろ喫煙場所を設置することによって、大所で見たとときに、条例の目的が達せられやすくなるというメリットがあるならば、設置という考え方もできるのではないかと思います。

例えば喫煙場所を設置したとしても、そのことによる効果とかデメリットについても、一定の期間を置いた中で、再検討していく必要はあるのではないかと思います。

実施する前に、一定期間経過後の検証段階で、どういったことが議論の対象になるかということを押さえていただいて、あらかじめ調査を追加してはどうかと思います。

○C委員

吸える場所が無いと、排水溝を見ていただいたら分かるのですが、吸い殻を捨てる場所がみんなそこになってしまうのです。喫煙場所を明確にしたら、必ずそこで吸ってそこで捨てるという、そういう風に意識付けしていかないといけないと思います。

○B委員

灰皿を設置したら、それを目当てに遠くから火を付けて歩きたばこをする人が非常に多く、灰皿以外のところに捨てている人もいます。

また、灰皿の吸い殻の上にペットボトルや缶とかいっぱい置いてあって、ごみが溢れているのです。灰皿を設置したら周囲が非常に見苦しく汚くなってしまいます。

○C委員

それは皆さんのモラルの問題ですよ。

○B委員

灰皿があれば誘発されて吸う、社会環境として灰皿を置くというのは、時代の流れと逆行していると思うのですが。

○F委員

いい場所があれば設置し、場所がなければ強いて設置しなくてもいいと思います。

○委員長

設置した場合のデメリット、当然それに対する対策を考えながらやることになると思いますが、それは啓発といったところにも繋がっていくのだらうと思います。

あと、「4. 啓発活動について」の方も議論したいと思います。

○事務局

(「第2回草津市路上喫煙対策委員会資料」 説明)

P 8～9 4. 啓発活動について

○委員長

喫煙場所設置のメリットのところ、喫煙者に対する禁止区域の周知とありますが、これは、喫煙場所を設けてそこに看板を立て、ここは喫煙場所なのだけれども喫煙禁止区域はここですよということを、たばこを吸っている人にしっかり周知することによって、喫煙場所以外のところでは吸わないようにできるというものなのではないでしょうか。

○事務局

大阪市の場合は、御堂筋の難波のところの高島屋の前と、大阪市役所の近くに、マナーステーションという形で喫煙場所を2箇所設けておられます。

(大阪市のマナーステーションの写真を投影)

このステーションでは、灰皿の上の方の柱の部分に、写真入りの啓発ポスター等を各種掲示し、路上喫煙が危険である等の啓発を行っており、また、路上喫煙禁止地区の地図

も掲示し、喫煙者に対しマナーを守るように呼びかけております。

メリットは、こういう形での喫煙者に対する啓発ができるというものです。

○委員長

説明のありました啓発の案については御意見等ございますでしょうか。

○C委員

これ位の啓発はできるのではないかと思います。

喫煙場所を明確にし、きっちり啓発活動を行ったらよいのであって、中途半端にすると、喫煙場所がどこか探さなければならなくなって、いろいろと問題が起きるのです。

○委員長

啓発については、別の方法等あればまた御意見いただければと思います。

今回は今日の議論に沿った形で、一定の案を準備していただく訳なのですが、特に路上喫煙禁止区域の指定について、いろいろな意見等出ておりますが、少しさらにこういったところもという意見がありましたら出していただきたいと思います。

○F委員

基本的には事務局案でいいと思いますが、先程から意見が出ていた区域についても少しデーターが、時間帯等を変えたものがあるといいと思います。

○事務局

赤ちゃん本舗のところについては、土日には非常に人が多いということでありまして、車で来られる方が、道路を挟んだ商業施設を行き来されるという、点として人が多いという認識であります。

もう一点、草津駅東口のアーケードの無いシネマハウス前につきましては、そこを通られる方はオムロンさんに通勤されている方が非常に多いと思っております。

○委員長

事務局としては、次の委員会までに、追加すべきという3箇所について、追加調査を実施し、その結果も参考にし、次回に案を出していただくということによろしいですか。

○事務局

(了解)

○B委員

南草津駅のJR高架下の歩道は、トンネルになっており、煙がこもりやすい状況にあり、被害を受ける可能性は高いので区域に追加した方がいいと思うのですが。

○事務局

トンネルのところは、追加調査結果のとおり歩行者が少ないということで、閉鎖的な空間ではありますが、完全に歩車分離されており、一定の密度要件がなく、逆に落書きがあったり、放置自転車が置いてあったり、死角になっているところです。

○B委員

草津宿本陣の交差点から東向きのところ、カラー舗装してあるところなのですが、そ

の周辺の路地は通勤路で、市役所方面に行かれる方、中学生、幼稚園の子が通り、たばこの火で火傷したりする危険性があるので、禁止区域にしてはどうかと思います。

○事務局

指定要件という条件を総合的に勘案しながら実効性の上がる形で実施したいと考えています。

例えば特定の企業さん、市役所も含めてなのですが、そこに行かれる方が多いということで、そういった企業さんには、私どもが直接啓発活動やお願いに行き、企業自身でも従業員さんに啓発していただく形で対応するのがよいのではないかと考えます。

禁止区域を越えたら、すぐにたばこを吸ってもよいという訳ではなく、やっぱりこの条例の趣旨を充分御理解いただけるような啓発活動をしたいと考えております。

○委員長

どこまでも広げてしまうと大変ですし、先程意見の出ていました3箇所について、すこし調査を加えていただくということでお願いします。

○委員長

次回の委員会ですが、今までの議論を踏まえ、事務局の方で案を作成していただき、その案に沿って議論をすることになるのですが、議論の方向によって、皆様方の意見が一致すればよいのですが、一致が得られないところについては、議論の後に、決を取ったりすることも必要になってくるかもしれませんが、そういった形で進めたいと思います。

○事務局

今回は10月3日の午後5時30分からでお願いします。

○委員長

では本日の委員会はこれで終了いたします。

○事務局

本日は、慎重なる審議ありがとうございました。

事務局としましては、意見書案を次回に提示いたしますが、その段階でまた追加調査等のデータもお示しします。なお、喫煙場所も、設置可能なところがあるかの調査をいたしますが、具体的な設置場所までに言及するのは難しいとも思いますので、そういった部分も含めまして意見書案を作成してまいりますので、また御審議よろしくをお願いします。

以上